

「年金生活者等支援臨時福祉給付金(高齢者向け)」の申請受付が始まります。

年金生活者等支援臨時福祉給付金(高齢者向け)とは？

一億総活躍社会の実現に向け、賃金引上げの恩恵が及びにくい低所得の高齢者の方を支援するために支給する臨時の給付金です。

支給額 ひとりにつき **30,000円**

支給対象 〔支給対象と思われる方には、5月中旬に申請書を送付します。〕

・平成27年度の臨時福祉給付金の支給対象者(※)のうち、平成28年度中に65歳以上になる方(昭和27年4月1日以前に生まれた方)

・平成27年1月1日時点で住民票が出雲市にある方(DV被害者で、他の市区町村から住民票を移さずに出雲市にお住まいの方は、出雲市で申請受付できる場合があります)

・支給決定までにお亡くなりの方には支給されません

(※)平成27年度臨時福祉給付金の支給要件

・平成27年度分の住民税が課税されていない方
ただし、ご自身を扶養(税法上)している方が課税されている場合、生活保護の受給者である場合などは除きます。

申請方法等

●申請先:「臨時福祉給付金」窓口 ※郵送での申請も可能です。

●本庁 1階 福祉推進課

●各支所 市民サービス課 または 市民福祉課

●申請期間:5月18日(水)～8月19日(金)

※土日祝日は除く

※郵送の場合は、当日消印有効

※申請に必要な添付書類、給付金の受取方法など詳しくは、市から送付する書類で確認ください。

おたずね／福祉推進課 ☎21-6631

☆5月18日(水)～23日(月)は窓口がたいへん混雑することが予想されます。

☆郵送による申請にご協力ください。

高齢者の運転免許自主返納を支援します！

運転に不安を感じた高齢者の自主的な運転免許の返納を促し、高齢運転者による交通事故の防止を図るため、高齢者の運転免許自主返納を支援する制度を今秋から開始します。

対象者

出雲市に住民票があり、4月1日以降に、有効期間内の運転免許証を自主返納した70歳以上(返納時)の方。

支援内容 ※1回限り

市内交通事業者で利用できる公共交通機関の利用券5,000円分(バス・タクシー等)を交付します。

申請受付(予定)

9月1日から受付を開始する予定です。

※制度の詳細については、後日『広報いずも』などでお知らせします。

申請時に必要なもの

①「申請による運転免許の取消通知書」の写し と ②「返納された運転免許証」の写し

※①・②いずれも免許返納時に出雲警察署(平田・大社広域交番を含む)・運転免許センターの窓口で交付されるものです。

受付開始まで大切に保管していただきますようお願いします。



おたずね／交通政策課 ☎21-6819